

仕 様 書 (案)

1 件 名

板橋区史跡公園（仮称）整備等に関する民間市場調査等公民連携事業の支援業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

※ただし、契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

3 履行場所

板橋区役所、板橋区史跡公園（仮称）予定地及び周辺地区

4 業務目的

陸軍板橋火薬製造所跡は平成29年に国史跡に指定され、区は同年策定の「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」において都市公園として整備する方向性を示している。

本業務は、当地を板橋区の新たなシンボルとして、さらに板橋ブランドの発信地として多くの方に愛される公園づくりを実施するにあたり、民間活力の導入による活用の可能性や課題等を整理することを目的とする。

5 業務内容

各業務の実施に当たっては、本区が作成した「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」「保存活用計画」「整備基本計画」を参考とし実施するものとする。

管理運営の検討にあたっては、公園管理だけでなく公園内に設置を予定している展示活用等施設の史跡ガイダンス施設及び産業ミュージアムの管理運営も含めること。また史跡の本質的な価値を有する史跡指定地内の遺構・建造物の文化財的保存管理については本件管理運営に含めないこととする。

【令和7年度】

（1）現状の把握

上位関連計画における位置づけ、公園整備の背景及び当該エリアの概要整理及び課題の整理。

（2）地域ニーズの把握

地域住民のニーズの把握と分析を行う。

（3）先進事例の調査と導入制度の検討

公園整備と管理運営における公民連携制度について、先進事例の情報収集や調査を行い、当地に導入可能な公民連携制度等について検討する。

（4）公民連携制度の導入に向けた民間事業者等へのサウンディング調査の実施

（3）の検討を基に、当地の管理運営における公民連携制度の導入に向けたサウンディング調査を実施する。

【令和8年度】

（1）実現性の高い管理運営手法の検討と報告書の作成

令和7年度の検討を基に、史跡公園のオープン後の管理運営に関し、公民連携制度

の活用において実現性の高い管理手法の提案と報告書を作成する。

(2) 民間事業者等へのサウンディング型市場調査の実施

(1)での検討を基に、官民連携手法の導入において本事業に参画し得る民間事業者を募集するとともに、当該民間事業者に対し、適正な事業範囲、官民連携手法の導入可否その他導入に係る条件、参入意欲等に関するサウンディング調査を実施する。調査にあたっては、必要に応じて民間事業者向け現地視察を実施する。

(3) 管理運営事業者の公募に向けた課題等の整理

サウンディング調査の結果について分析・整理を行い、公募に向けた課題等を整理する。

6 成果品

- ・業務報告書 2部(正・副)
- ・業務報告書の電子データ 1点

※成果品については、年度ごとに提出すること。

7 成果品の取り扱い

- ・成果品の所有権、著作権等は板橋区に帰属する。
- ・受託者が収集・作成した資料及び成果品等は、区の承諾を得ずに使用してはならない。

8 委託料の支払い

委託業務内容の終了及び委託者において成果品の検収が完了した後、受託者の請求に基づき、一括で支払う。

9 その他

- (1) 本委託における基本設計方針の作成は、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書 2015 出典：文化庁文化財部記念物課」に基づき行うため、当該報告書の内容を十分把握し業務を行うこと。また、各種法令の定めに適合している必要があるため、関係法令について十分把握し業務を行うこと。
- (2) 受託者は、区と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。
- (3) 区が受託者に貸与した資料等の取り扱いには、十分注意すること。
- (4) 受託者が区との間でデータの授受を行う場合は、次の点を遵守する。
 - ・原則として外部記録媒体は使用せず、区指定の「ファイルストレージシステム」を用いて授受を行う。「ファイルストレージシステム」の利用ができない場合はその理由を明らかにし、区の指示を受けること。
 - ・使用するファイル等は、作業開始前にウイルスチェックを実施し、安全を確認したうえで作業に入り、作業終了後は同様にウイルスチェックを実施し、安全を確認すること。
- (5) その他、本仕様書に明示のないもの、またはその解釈に疑義が生じたものについては、受託者と区で協議を行い定めるものとする。

10 担当

板橋区教育委員会事務局生涯学習課近代化遺産担当係 鈴木

住所 板橋区板橋2-66-1 板橋区役所北館6階

電話 03(3579)2664